

第 1 1 回

まちづくりの将来ビジョン検討委員会会議録

平成 1 6 年 1 1 月 7 日

相模原・津久井地域合併協議会

相模原・津久井地域合併協議会
第11回まちづくりの将来ビジョン検討委員会会議録

目 次

会議次第.....	1
出欠席者名簿.....	2
開 会.....	3
議 題.....	3
閉 会.....	4 1

相模原・津久井地域合併協議会
第11回まちづくりの将来ビジョン検討委員会次第

日時：平成16年11月7日（日）午後2時から

場所：ウェルネスさがみはら7階視聴覚室

会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) まちづくりの将来ビジョン（素案）に対するパブリック・コメントの結果について

(2) まちづくりの将来ビジョン（素案）に対するアンケート調査の結果について

(3) まちづくりの将来ビジョン（素案）の修正について

(4) 財政シミュレーションについて

(5) その他

3 閉 会

出欠席者名簿

出席（１８名）

矢越孝裕委員長、中里州克副委員長、井口学委員、小山昌寿委員、佐野誠吉委員、
寺崎雄介委員、平林清委員、佐藤博夫委員、坪倉貴之委員、星川康弘委員、山口尚子委員、
小嶋重春委員、細野信行委員、守屋浩之委員、大神田光治委員、鈴木史比古委員、
永井充委員、藤原恵一委員

欠席（１４名）

高見沢実委員、牛山久仁彦委員、秋本博寿委員、大竹功委員、大貫弘子委員、高橋幸一委員、
棟上真理委員、中澤信幸委員、野村靖委員、朝倉綜一郎委員、梅澤勉委員、小嶋理史委員、
井上栄作委員、橋本まどか委員

事務局職員出席者

事務局長田所直久、事務局次長内田賢治、副主幹柿澤一夫、主査佐藤光男、主査松枝裕二、
主査片岡聡一、主任平本迪生

コンサルタント

建設技術研究所 松本健一、長南政宏、細谷州次郎

傍聴者

一般傍聴

開会 午後 2時14分

開 会

矢越委員長 皆さん、こんにちは。大変長らくお待たせしました。15分近く遅れまして申し訳ございません。定足数がそろいましたので、始めさせていただきたいと思います。

第11回目のまちづくりの将来ビジョン検討委員会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

前回の10回から今回までの間に、パブリック・コメントを実施させていただいて、タウンミーティングもやりました。市民アンケートもやりました。シンポジウムもございました。それらで行いましたアンケート結果といえますか、意見を集約したものが、今日、皆様方のお手元にお配りしてある書類でございます。その意見というものを、前回までに作成しましたビジョンの素案でどのように反映させていくか。反映できないものもあるかもしれませんが、それを分野別に今日はご検討いただきたいと思います。そして、それをもとに、18日の合併協議会でご提案をさせていただくという手続きをとっていきたいと思います。

詳しい内容につきましては事務局からまたご説明があると思いますが、計画としては、今日が最後のビジョン検討委員会になるかと思えます。今日は懇親会の席もご用意しておりますので、是非お時間の許す方はご参加をいただきたいと思います、このように思っております。

それでは、今日も最後までどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事録の署名人をご指名させていただきたいのですが、星川さんと藤原さんをお願いをしたいのですが、よろしいでしょうか。それでは、よろしく願いいたします。

議 題

議題(1) まちづくりの将来ビジョン(素案)に対するパブリック・コメントの結果について

矢越委員長 では、柿澤さん、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、次第に本日の議題があります。そのうちの、まず(1)番、まちづくりの将来ビジョン(素案)に対するパブリック・コメントの結果についてということで、資料1をご覧いただきたいと思います。

まず、パブリック・コメントというのは、色々な計画などを立てる際の住民の意見を集約する手法の1つで、例えば、計画などの策定に当たって、一定の期間をもってご意見を募集し、そのご意見に対して考え方を公表していくという一連の手続のことをパブリック・コメントと呼んでおります。合併協議会においてもパブリック・コメントの実施要領というものを定めまして、このまちづくりの将来ビジョンの素案に対するご意見を集約したところでございます。

この資料の1番に書いてございますように、パブリック・コメントの意見の募集期間ですが、10月1日から11月1日までということで、32日間設けました。要領上は30日間設けるとしてあったのですが、30日目が土曜日でしたので、11月1日まで、32日間という期間を設けております。

その募集の周知については、合併協議会だより、あるいはホームページ、各市町の広報紙での周知をしております。

まちづくりの将来ビジョンの素案については、各市町の合併の担当課、あるいは公民館、出張所、こういったところでの窓口の配布をしてきたところでございます。

意見の募集方法については、直接持参、郵送、ファックス、Eメール、こういった方法での募集をしております。

5番に、意見の提出状況ということで結果が書いてありますが、合わせて14名の方から50件のご意見をいただいたところです。

6番として、その50件の中で同じ内容のものを合わせて、項目別に整理したものが6番の意見の内訳というところになっておりまして、全体的にかかわる意見の6件から始まりまして、その他の2件まで、合わせて38の項目に集計できるということで、後ほど資料3で1件1件についてはご確認いただきますが、38項目にまとめたところでございます。特にここで言えるのは、交通関係に8件ということで、住民の方の交通に対する関心が高いということがうかがわれると思っております。

いただいた意見について、最終的には、合併協議会としてこう考えているということでもとめたものを、7番の結果の公表というところで行う訳ですが、その手法については、素案の配布、あるいは周知と同じように、ホームページの掲載や素案を配布した場所での閲覧、配布、それから合併協議会だよりへの掲載といったものを考えておりますので、後ほど、素案についてどう反映していくかということと併せまして、このご意見についてどう考えていくかという、考え方についてもご検討いただくものでございます。

パブリック・コメントの内容は、また後ほど資料3の中でご説明しますが、概要については以上でございます。

議題(2) まちづくりの将来ビジョン(素案)に対するアンケート調査の結果について

事務局 それでは、議題の(2)アンケート調査の結果についてですが、まず、お手元に「アンケート調査への協力をお願い」という実際の調査票をお配りしてありますので、これをご覧ください。実際にどんなアンケートをやったかという確認ということで、調査票をお手元にお配りしてございます。

最初のこの説明文の真ん中あたりに書いてありますが、将来ビジョンの素案について住民の皆様のご意見を広く伺った上で、ビジョンに反映するという趣旨で行ったものでございます。各市町の住民基本台帳に登録されている方の中から、平成16年4月1日現在で満18歳以上の方、1万人。内訳は、相模原市が6,000人、城山町、津久井町が1,500人、相模湖町が1,000人、合わせて1万人の方を無作為に抽出させていただいて、素案のダイジェスト版を同封させていただいて、それを見た上でご意見を伺うというスタイルで行っております。

実施期間ですが、10月16日に発送しまして、「記入上の注意」に10月25日までに返送してくださいと書いてございますが、11月1日までに返ってきたものについて集約しております。

中をご確認いただきたいのですが、このアンケートの内容については、素案の中で決めております将来像ですとか、シンボルプロジェクト、まちづくりの方向性、あるいは合併した場合に重要だと思われる施策、こういったものをご覧くださいの上でのご意見。あるいは、最後の問5にあるように、全体として自由なご意見ということで伺って、ダイジェスト版を添付して行ったものでございます。

資料2で結果概要をまとめたものがありますので、そちらをご覧ください。

調査の概要というところですが、相模原市は、6,000の方を無作為に抽出して配布いたしまして、返ってきたのが1,164件ということで、回収率が19.7%。以下、合計で9,910件。1万人の方を無作為に抽出して送付したのですが、届かなかったということで無効ということにさせていただいたのが90件ございますので、有効という意味でいくと9,910件の中で、回答のあったのが2,227件、回収率が22.5%という結果になっています。

具体的な内容については、スクリーンをご覧ください。コンサルの建設技術研究所から内容についてご説明いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

建設技術研究所（細谷） それでは、アンケートの結果概要について説明させていただきます。

アンケートは、柿澤さんからお話があったように、ビジョン（素案）の主要項目について、回答者の感じ方を、「そう思う」、「そう思わない」といった肯定的、否定的なものを5段階で尋ねる方式で行いました。あと、自由回答として自由に記入をお願いしました。

新市の将来像についてですが、将来像が「分かりやすい」、「共感できる」、「まちづくりに関心が持てる」との回答に対して、肯定的な回答が5割を超えております。また、「自分の考える将来像に近い」については、肯定的な回答が4割を超えております。ちょっとほかのに比べると少ないのですが、否定的な回答の2割を上回っております。

次に、その感じ方を重みづけをして、このグラフは、5.0というのが「どちらでもない」ということで、5.0を超えたときには肯定的、5.0を下回ったときは否定的というふうになっているのですが、「共感できる」、「まちづくりに関心が持てる」といったことが6点以上、「分かりやすい」というのが5.8、「自分の考える将来像に近い」というのが5.4となりました。

次に、シンボルプロジェクトについてですが、最も肯定的な回答を寄せられたのが安全・安心ネットワークプロジェクトでした。7割を超えています。次に、市民オアシスプロジェクトや地域連結夢プロジェクトも7割近い回答を寄せられています。一方、パートナーシップ都市内分権プロジェクトについては49%で、5割未満でした。

同じように、感じ方についてですが、パートナーシップ都市内分権プロジェクトは5.9だったのですが、その他のものについては6.5点以上になりました。

次に、まちづくりの方向性についてですが、これは、皆さんが協議の中で5つの柱と書いていたものについて尋ねたものです。5つの柱、どの項目についても肯定的な回答が6割から7割を超えています。

感じ方ですが、いずれも約7。一番多かったものは、「心の豊かさを育み安心していきいきした市民生活の実現」というものだったのですが、7.8点でした。

次に、重要だと思われる施策ということで、これは分野別方針とこれまでの協議の中で言ってきたものについてです。どの項目についても肯定的な回答が6割を超えております。一番多かったものは安全・安心に関するものでした。その次が保健・医療・福祉に関するもの

です。その次が、自然に関するものについて肯定的な回答が多かったです。

感じ方についても、やはり先程と同じように、安全・安心、保健・福祉、自然・環境についてが大きな点をとっています。

次に、自由回答についてですが、全回答者のうちの約7割の1,500人が回答してくださいました。自由意見の中で、ビジョン（素案）に直接関係する意見を寄せられた方は870人でした。870人の意見を分析しますと、まちづくりの目標に関する意見を中心に、1,353件寄せられました。こちらのビジョン（素案）に直接関係する意見については、意見を集約したものを、今日、資料3として準備させていただいており、今日の議論の検討材料としていただければと思っております。

それから、今日、図でお見せすることができなかったのですが、1市3町ごとに見た場合どうだったのかということですが、1市3町で大きなばらつきというものはありませんでした。ただ、回答の中で特徴的だったのは、都市内分権と交通に関する回答については、相模湖町の在住者の方と津久井町の在住者の方が肯定的な意見を多く寄せられていて、合併した場合に、やはり市の中心部と連携していくということに関心があるんだなということが分かっております。

以上です。

議題（3） まちづくりの将来ビジョン（素案）の修正について

事務局 それでは、（3）まちづくりの将来ビジョン（素案）の修正について、実際にやっていただく作業について入っていきたいと思います。

資料3をご覧いただきたいと思いますが、これについては、今まで説明いたしましたパブリック・コメント、それからアンケート調査でいただいたご意見について整理をしております。

パブリック・コメントについては、最初にご説明しましたように38項目ということで、アンケート調査については12件ということで、870件いただいておりますが、それを集約させていただいて、パブリック・コメントと併せてこの資料3の中に書かせていただきまして、合わせて、全体で50項目について、いただいた意見についてどう考えるかというのを検討していただきたいと思っております。

この資料3の表の見方は、一番左側が素案のどこに対しての意見かということ。真ん中が意見の要旨と理由です。その右側が意見に対する考え方（案）ということで、あらかじめ事

事務局で、このご意見についてはこういうふうにと考えたらどうかという案を考えさせていただいております。一番右側、修正要否というのは、これは素案を直す必要があるかどうかを、これも事務局であらかじめ、こんな対応をしたらどうかということを考えた結果でございます。

例えば、2番の全体にかかわるご意見として、「財政の裏づけがなく、合併と関連のない事項がある。総花的で具体的な事業が分からない。」というご意見をいただいておりますが、そもそも、このまちづくりの将来ビジョンというのは、公募で選ばれた方、普通の住民の方が、新市の将来の目標について、自由な発想のもとに検討して決めていること。個々の事業について一つ一つ精査して積み上げていく訳ではないということから、意見に対する考え方のところを見ていただきますと、「このビジョンは、新市の将来の目標について委員が自由な発想のもとに作成したものです。個々の事業費を積み上げて、その財源をお示ししているものではありません。今後さらに検討が進み、法定の合併協議会が設置された場合には、このビジョンを基本に新市建設計画を定めることとなりますので、その中でより具体化していくものと考えております。」という考え方でどうかと考えていまして、結果として素案の修正は要さないのではないかと考えております。

続いて、例えば8番、策定の趣旨のところのご意見です。「新市建設計画にビジョンの内容が反映できるよう明記してもらいたい。」というご意見です。委員さんの中にも、同様なご意見、ご感想をお持ちの方もいらっしゃると思っておりますので、考え方として、ご意見の趣旨が文章表現のうえで、より明確になるよう、「新市建設計画策定の際、活用されていくこととなります。」という部分があるんですが、このところを「活用され、反映されることとなります。」と改めたらどうかと事務局としては考えております。結果として、素案を直したらどうかと考えております。

それから、例えば28番を見ていただきますと 3ページです。これは、「まち+水源地=産業創生プロジェクト」に対するご意見ということで、地産地消という概念を加えたらどうかというご意見をいただいております。事務局で検討したのですが、地産地消というのを、生産者側からではなく、消費者側からの考え方としてとらえて、例えば、考え方として、「地域で生産された食材を地域で消費する地産地消の考え方は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されています。」。ご意見の趣旨については、産業のところではなくて、分野別方針、安全・安心のところ、安全な消費生活の確立の主要な施策例として、例えば、「地産地消の考え方に基

づく生産者と消費者が連携した仕組みづくり」というようなことを加えたらどうかと考えまして、これについては素案を修正したらどうかと考えております。

それから、例えば37番、4ページをご覧ください。

37番は、シンボルプロジェクトの5番、「市民キャンパスプロジェクト、市立大学の創設」というところに対するご意見で、市立大学は要らないというご意見をパブリック・コメントでもいただきましたし、アンケート調査においても多数ご意見をいただいております。事務局としても、考え方にございますように、少子化等によって今後学生は減っていくということ。それから、既存の大学だとか、そういう教育機関の連携強化を図ることがまず先決ではなからうかということで、この市立大学の創設については案から削除してはどうかと考えております。

この表は、パブリック・コメントを基本にまとめたものですが、アンケートでいただいたご意見を集約した結果については、「意見の要旨とその理由」というところで、「アンケートにおける意見の概要」とゴシック体で書いてあるところがアンケート調査で行ったご意見をまとめたものでございます。

具体的な作業については、今まで5グループで議論をしていただいていたところですが、出席者の関係や、いただいた意見の数を考慮しまして、本日、4つのグループに分けてございます。この50項目について数を数えますと、全体にかかわる項目が11件、交通・都市基盤が11件、自然・環境が4件、産業・観光・土地利用が9件、教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心が12件、市民参画・行財政が3件というふうになっておりまして、本日は、自然・環境と市民参画・行財政の検討のグループを合わせて1つのグループとして設定をさせていただきます。

テーブルの上に模造紙を置かさせていただきます。実際の作業ですが、今、この資料3について、各グループごとに切り分けたものを模造紙に拡大して置いてございます。そこに「素案の該当箇所」、「意見の要旨とその理由」、それから事務局の考える対応案というのを書いてありまして、その横に「検討結果」という欄があると思います。そちらに、1件1件グループ内で検討いただきまして、検討結果について、もし事務局案で良いということであれば丸でも何でもいいんですが、その結果をそこに書いていただいて、後ほど全体の中で発表していただいて確認をしていただくような形で進めていただければと思っております。

分野別のグループワークになりますので、それが一通り終わったところで、この資料3で

いいますと、例えば、1から10番あたりについては全体にかかわるご意見ですから、グループの分野別の検討が終わり、時間に余裕があれば、全体にかかわる意見と、その対応、それに関する意見についてもグループの中でご検討いただければと思っております。

グループワークの時間は、1時間ぐらいを想定しておりまして、その後、休憩をして、全体で確認していただこうと思っておりますが、進行ぐあいによって、ちょっと時間の方は前後するかも分かりませんが、概ね3時40分ぐらいを目安にグループの検討を進めていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

矢越委員長 ありがとうございます。

それでは、資料3が主な意見をまとめたものでありまして、グループごとに、今説明がありましたようにテーブルに分かれておりますので、そちらの方を検討いただきたいと思います。要否というのは、これはあくまでも例えばの話でございますので、これは変えた方がいいとか、そのままの方がいいというのは、そのテーブルごとにご検討いただければと思います。あくまでも、このとおりにやれということではございませんので、皆様方のテーブルで考えたものをご意見として反映していきたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

それでは、今から1時間、3時40分ぐらいまで、どうぞよろしく願いいたします。

〔グループ・ワーク〕

矢越委員長 皆さん、それでは、今度は全体で発表の上、質疑、応答等を行いたいと思えます。A、C、D、Eの順番でいきたいと思えますが、Aグループ、お願いいたします。

守屋委員 Aグループの守屋です。

交通・都市基盤のところになります。

まず、14番のところですが、地域連結夢プロジェクトについてということで、新交通システムの導入を検討するということで取り上げていたのですが、意見としまして、「新交通システムの建設には反対である。」ということと、赤字になるのではないかと。交通マネジメントは必要だけれども、道の駅も良い提案だと思う。それとアンケートで、新交通システムには反対だと。これは税負担の面からということと、それに反してですけれども、肯定的な意見として、「新交通システム導入による交通の利便性の向上が必要」という意見が出ました。

これに対しましては、都市の一体性を確保するという観点から、骨格となる交通軸が必要となると。さらに、相模原市においては、道路の混雑状況に左右されない公共交通の手段として、新しい交通システムについても研究していきまして、新市においても事業採算性などを含め、研究することが必要であると考えているというような答えを、反対であるという意見に関しては理解をしていただくという形で、特に修正の必要はないであろうという形がグループの意見であります。

さらに、15番ですが、これは「骨格幹線道路網の整備」ということで、具体的には津久井広域道路、さがみ縦貫道路の早期実現ということに対してですけれども、これに関しても、新しい交通網を整備することで自然を破壊してしまうのではないかとのご意見もございました。また、道路を整備することで、河川の水質が落ちたり、土砂崩れの可能性もあるのではないかとご意見をいただきました。

これに関しても、ここに書いてある形で、それをやめるということではなくて、津久井広域道路に関しましても、さがみ縦貫道路に関しましても、やはりもう都市計画道路として決定していきまして、もう事業認可がおりている場所もあって、既に整備が進められている訳ですね。これに関して、やはり津久井地域においても相模原においても期待するところは大きいということで、これに関しても、そのまま、欠かすことができないこととして取り上げていくということにしております。

ただ、合併特例債の使用云々ということに関しては、やはり今後検討する必要があるという考えでございます。ただ、これに関しては合併特例債を使う云々ということはないんですよ、既に事業が進められていることですから。そういうことです。ちょっと誤解もあるようです。

16番が、「骨格幹線道路網の整備」ということに対して、『施策例として「中央自動車道路の相模湖東出口のインターチェンジ化」を加えて欲しい。』というご意見がございました。これに関しては、相模湖の駅前の活性化ですとか観光誘致にも役立つだろうということでございます。これは、今の相模湖東インターというのは出口だけなんです。入るには藤野町まで行かないといけませんので、町ではもう随分前から、インターチェンジ化、入り口機能を加えていただけるよう陳情活動等を行っていきまして、これに関してはこちらのビジョンでもやはり加えていきたいと思いますということで、そのままの形で、意見に対する考え方で整理された内容のとおりということではないかということです。

17番も同じでございます。

18番、これは鉄道のことですが、津久井地域への鉄道延伸というのを公共交通網の充実の中で加えているんですが、これに関しては、必要性に疑問があるということ、さらに、バブル期の幻想にとらわれているのではないかとこの厳しいご意見もございました。

これに対して、アンケートでは、JR・私鉄から、さらに奥に行く交通手段の充実を図る必要があるのではないかとこの意見もありまして、自由意見のところを見ますと、やはりどうしても相模湖、津久井の住民の方はバス交通が不便だということもありまして、是非とも鉄道を延ばして欲しいという自由意見がかなり見受けられたのですが、やはり新交通システム、先程出ましたけれども、そのことも考えまして、鉄道も新交通システムも両方ともというのはやはり現実性が低いだらうと。それで、やはり少しでも実現性が高い形で、新交通システムの方を優先するという訳ではないんですが、その導入を検討した方がいいのではないかとこのことで、この鉄道の延伸ということは、この意見のとおり、施策例から削除するということがいいのではないかとこのことになりました。

さらに、19番、20番、21番ですけれども、19番は、相模補給廠ですか。相模補給廠の跡地利用で、小田急線を延伸して、相模原、上溝方面まで小田急線を延ばして欲しいというようなことですね。さらに、リニア中央新幹線の誘致ということに関しては、必要性に疑問があるということ。果たして、それが来ると便利になるのかというような疑問が提示されています。さらに、コムーター空港ですね。コムーター空港に関しても必要性に疑問があるということございまして、リニアの件に関しては、ここに書いてあるとおりで、新市への駅設置は必要であるという形で、今の素案のとおりという形にしました。さらに、コムーター空港に関しては、確かに必要性ということを考えて、私、個人的にも甚だ疑問に感じておりまして、これに関しては、「コムーター空港は、小規模地域空港に対応した空港としての機能を持つものですが、様々な交通手段による利便性の向上に伴い、新市内に整備しなくとも市民の交通需要には対応できることから、ビジョンの施策例からは削除する。」ということで、ここに書かれているとおりの考え方でよろしいということで、特に修正をしたような点はございませんでした。

以上です。

矢越委員長 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等、ほかのグループからございますでしょうか。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。

それでは、Cグループは小嶋さんでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

小嶋重春委員 Cグループは産業創生プロジェクトの分野を担当しているのですが、「意見の要旨とその理由」に色々書いてあるのですが、それはすべてビジョンの中にも表現がかなり細かく入っておりますので、最初のこの28番も、地域で生産され消費する地産地消の考え方というようなことも、産業サイドでも取り上げていますけれども、さらに今度は消費者の立場からの地産地消の考え方を加えていくという。これは、この意見を修正するのはいいのではないかとということで、オーケーです。

それから、特産品の問題だとか名産品の創出だとか、そういうこともすべて施策の中に入っておりますので、これもオーケーです。

それから、今度は30番になりますけれども、やはり産業のベンチャー企業の誘致であるとか、そういうものも施策の中に的確に入っておりますので、これもオーケーです。

それから、31番、分野別の方針で、雇用対策の推進ですけれども、これも、アンケートの意見では、若い人たちの職場の創出、それから高齢者の雇用対策、そういう働く場を確保するというような意味のものも、しっかりと雇用対策の推進というところでもって位置づけておりますので、これもオーケーです。

それから、32番目の、アンケートの中では「自然と産業が調和したまちづくりを切に望む。」という意見でございます。この意見は相当多かったということですが、これはもうくどいくらいビジョンの中にも盛り込まれております。これについては重要であると考えておりますということだけでもってもう十分であるというふうに思っております。したがって、これもオーケーです。

次に、33番ですけれども、これは、相模湖の「尾房山を利用した美術館の設置を検討して欲しい。」ということと、「心の再生を芸術と自然環境を通して行い、観光としての役割も担える。」というような、そういう意見の要旨であったのですが、藤野とか向こうの方の地域は芸術なんかの分野も相当あるように思いますけれども、「津久井地域の湖などの資源を活かした観光産業の拠点づくりは大切と考えております。具体の施策については、今後の計画づくりの中で、さらに検討されるものと考えております。」とあるのですが、ここは湖だけの表現になっておりますので、これに一部追加で、「相模川や」ということをここに入りたいなと思います。

それから、35番ですけれども、これは、「相模湖駅舎を改造し、表と裏を結ぶ橋を実現して欲しい。」。地域コミュニティの観点からという内容ですけれども、さらに、アンケ

ートの意見の中で、もっと駅周辺に飲食店やスーパー等を増やして欲しいというような意見の要旨だったのですが、これについては、地域コミュニティの核となる商店街の活性化というところでもって含まれておりますので、この字句を「相模湖駅前市街地の環境、景観の改善」の次に加わいたしました、「及び地域コミュニティの核となる商店街の活性化」というような表現を入れてもらえれば、それでいいのではないかなというふうに思います。したがって、これは一部追加ということでまとめました。

それから、36番、米軍基地の問題ですが、ここでは、米軍基地の縮小だとか騒音対策であるとか、あとは返還後の土地利用の問題とか、そういうことが意見の要旨であるのですが、これは非常に国際的な問題だとか国家的なレベルの問題がすごくあるので、なかなか難しい問題だというようなことですが、これに対する考え方としては、『「分野別方針 土地利用」の施策の方向性として、今後とも米軍基地対策は重要であると考えております。』だけでなく、ここに「米軍基地対策の推進」というのを入れた方がいいのかなというような考えでまとめて、これはオーケーということであります。したがって、ここは一部追加というような形でまとめました。

以上がCグループです。

矢越委員長 ありがとうございます。

それでは、この件に関しましてご意見やご質問はございますでしょうか。

ございませんですかね。ないでしょうか。ありがとうございました。

それでは、Dグループにお願いしたいと思います。Dグループは永井さん、どうぞ。

永井委員 それでは、Dグループを説明させていただきます、永井です。

まず、37番ですが、市民キャンパスプロジェクトの中で、「市立大学の創設」がありました。「市立大学は不要」という意見が出ておりまして、私たちの考えていたものは、ハード面の市立大学というものでなくて、自然等を生かした大学ができればいいのではないかと考えてありまして、意見の食い違いがあったということでございます。市立大学の創設というところは、市民大学。自然、文化等を活かした学習活動を行うという形の中で、市民大学という形に変更させていただきたいと思っております。

続きまして、38番です。第3章、教育・文化のところです。少子化に伴いまして、小学校の統合、また空き学級の有効活用ですとか公立保育園の創設、福祉と教育に力を入れて欲しいというような意見がございました。

これに対しまして、就学前の幼児教育と保育を一元化するというところで、今後の課題とし

で考えています。また、このようなことを施策例として考えておりますので、このままで、オーケーという形になっております。

39番に移ります。第3章ですが、これの意見が、「学校教育の充実を図る。」というように来ておりますが、「豊かな人間性を育む教育は大切であると考えており、学校教育の充実及び多様化などにより、教育環境の充実や自然、文化の活用による人間性豊かな教育の実現を図ることとしています。」。こんな形でよろしいと思います。

続きまして、40番、第3章ですが、 番、「生涯学習の推進」という言葉が出てきております。その中で、自然を活かした体験学習の拠点づくりを加えるというような形で提案がされております。

こちらの意見に対する考え方では、プロジェクトにこの施策を入れるということでしたが、そちらに入れるのではなくて、17ページの4の主な施策例の中に「自然を活かした体験学習の拠点づくり」というものを追加したらどうかという形にさせていただいております。

続きまして、41番、第3章、分野別方針 教育・文化の「 国際交流の推進」というところでございます。『「外国籍市民への支援と交流の機会充実」を実現して欲しい。』等々の意見が出てきております。

これに関しましても、「市民レベルでの国際交流が今後も大切であるとの考えから、主要な施策例としたものでございます。」でよろしいと思います。

続きまして、42番、第3章になります。「高齢者や障害者の生活支援と社会参加に対して、思いやりを持って助け合う地域社会の形成に取り組みます」というところでございます。「高齢者や障害者の自立と社会参加に対して、ノーマライゼーションの理念を持って支えあう地域社会の形成に取り組みます」という方が、いわゆる「ノーマライゼーション」という言葉を使った方がよろしいというような意見をいただいております。

これに対しまして、『「思いやりを持って助ける」という表現よりも、ノーマライゼーションという理念の方が適切だと思います』ということでもよろしいかと思えます。ただし、「ノーマライゼーション」という言葉を、まちづくりの将来ビジョンの用語集というものがございましたので、それに追加していただきたいと思えます。

43番に移ります。第3章、保健・医療・福祉のところですね。『「医療体制の充実」を「医療・相談支援体制の充実」に変更する。』、そのような意見が出てきております。総合的な地域保健医療体制の充実が重要と考えておりますので、相談支援の機能強化について、

このような意見でよろしいかと思ます。

続きまして、44番、保健・医療・福祉、医療体制の充実というところでございます。「健康づくりの推進」という言葉でございますが、予防医学ということも取り入れて欲しいということでしたが、健康づくりの推進には予防医学の考え方も含まれるというような形の中で、今後の計画づくりの中で検討されるものという形でよろしいかと思ます。

続きまして、45番です。保健・福祉のところでございます。「市民病院の創設を図る。」というところでございますが、「ハードの面よりも総合的な地域医療体制を充実することが重要であると考えております。」という形でよろしいかと思ます。

46番に移ります。「保育所・児童クラブの待機児童解消」についてです。「市の活力、人口を維持するためにも最優先に。」という意見。また、「出産を考える世代は、この充実度を比較して居住地を決めている。」等々の意見が出ております。

それに対しまして、「子育て環境づくりに努めることは今後とも重要であると考えております。具体的な事業の実施については、今後の計画づくりの中で検討される」という形の中でよろしいかと思ます。

安心・安全のところ、自治会の支援による地域コミュニティの強化ということがございます。合併を機会に、自治会のない地区でも組織作りという意見が出ておりましたが、あえて「自治会」という言葉ではなくてもよろしいのではないかと思ますので、「地域コミュニティ活動の促進」。市民がお互いに助け合う地域社会の形成という形の中で、そういったことが重要だということでもよろしいかと思ます。

続きまして、48番、「防災、防犯対策を推進する。」というような意見が出ております。これに対しまして、「防災対策、防犯対策の推進により、市民が安全・安心に生活できるまちづくりを目指すことが重要である」、このような考え方でよろしいかと思ます。

以上です。

矢越委員長 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

田所事務局長 「市民大学」という言葉ですが、実は、相模原市では市民大学が既に実施されていて、年間1,500人くらいの方が受講を毎年されているんです。ですから、そちらとダブる言葉なので、できたら、「市民大学」という言葉でいくのか、あるいはちょっと違った言葉を考えていただくのか。今までのお話を色々聞いていると、単に大学というイメージだけではないような気もして、私、聞いていたのですが、その言葉をちょっと「市民

大学」という言葉ではなくした方が、「市民大学」とそのまま言ってしまいますと、既にあるのではないかという話になってしまうので、ご検討いただいた方がいいかなと。申し訳ないんですが、すみません。

矢越委員長 分かりました。即答できないのであれば、こちらを先にやってしまいますけれども、ご検討されますか。はい。

それでは、ほかにございますか。

ないようでしたら、それをお考えいただいております間に、Eグループ、星川さん、ではよろしくお願いたします。

星川委員 それでは、このグループはBグループとEグループの連合ということで説明をさせていただきますと思います。

まず初めに、ナンバー10からいきたいと思います。「新市の将来像」という部分ですが、これは自然・環境という部分ということで、うちのプロジェクトで検討させていただきました。この部分は、「自然と共生」という視点を加えるということでご意見をいただいているのですが、「自然と共生」というものは、既に表現のベースとして盛り込まれているから問題ないのではないかという結論に至っております。

続きまして、25番です。分野別方針 自然・環境という部分でございます。意見等、すべて読み上げませんが、こういった項目はすべて検討をされておまして、網羅しているという結論に至りました。すべてこれによろしいのではないかということであります。

続きまして、ナンバー26、同じく分野別方針 自然・環境という部分でございますが、湖底の土砂等について追加をしたらどうかという意見が出ております。この部分に関しましては、湖底の砂利等については、既にというか、もう毎年やっていることですが、神奈川県企業庁で実施をしております。より広い湖の環境の向上に取り組む必要があるということで、これもこの資料のとおりによろしいのではないかという結論に至っております。

続きまして、27番です。「ごみの不法投棄の取締りを。」ということで書いておりますけれども、これは、取締りということよりも、やはり対策、すべて全体的に広い概念で予防面なども含んで考えていますので、これもこの資料どおりによろしいのではないのでしょうかという結論であります。

続きまして、ナンバー11です。まちづくりの進め方、市民参画という部分であります。ご意見として、「市民参画」を「市民の役割と責務」というふうな形が分かりやすいのではないかというご意見をいただきました。それについての結論といたしまして、表現として

「市民参画」の方が分かりやすく、広い概念を含んでいるのではないかと。また、義務的な表現よりも権利的な表現の方がよろしいのではないのでしょうかというような意見で、これもこのままでよろしいのではないのでしょうかという意見になりました。

続きまして、ナンバー12番です。「まちづくりの進め方」、「まちづくりの進め方の視点」ですけれども、これは、全くこのとおりという、何のコメントもありませんが、素晴らしい。意見に対する考え方という部分でいいのではないのでしょうかということでもあります。

それと、最後、13番目ですが、アンケートの意見ですね。「行政職員の意識改革を図ることが必要。」というご意見をいただいております。その中で検討した結果、やはりその意識改革というものも含んで、能力の向上という部分で表現をしております。

そんなところでございます。

それと、私どものグループは、全体という部分で1番から9番まで検討をさせていただきましたが、すべて、この資料のとおりでよろしいのではないかとということに至っております。

以上、発表を終わらせていただきます。

矢越委員長 ありがとうございます。

それでは、Eグループの発表につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

ございませんですかね。

それでは、先程のDグループですけれども、市民大学、市立大学の件、よろしいですか。では、よろしく願いいたします。

永井委員 先程、市民大学は既に現相模原市で行われておりますというご意見をいただきまして、つまり名前が違った方がいいという形の中で、「グリーンカレッジの創設」。自然の中で体験学習をしていただくというような形の学習の場を考えております。「グリーンカレッジの創設」と変更させていただきます。

矢越委員長 ありがとうございます。では、これからいくと、「市立大学」を「グリーンカレッジ」というのに変えるということですね。

永井委員 はい。

矢越委員長 では、その件に関しまして、トータル的にもいいですけれども、ご意見とかご質問ございますか。

よろしいですかね。

そうしましたら、全体というのは、皆さん、テーブルでちょっとやっていただけましたですかね。時間の余ったときにはやってくださいと先程あったかと思っております。1番から9番ま

でと、最後の5ページ目の49、50をやりたいと思います。

1番ですが、私、読みますので。1番が、「合併しても境界が消えるだけで、劇的にまちづくりがしやすくなる訳ではないのではないか。」というのと、「今までの自治体でもできないことはなく、合併してもできないこともある。」というようなことが書いてありまして、その意見に対する考え方の案は、「1市3町がそれぞれ取り組んでいる施策を、ひとつの自治体として進めることにより、これまで以上に効率的かつ効果的に行うことが可能になると考えております。また、各地域の持つ資源を活用することにより、まちづくりの可能性がさらに広がるものと考えております。」というようなものですが、その意見に関しましては変更の必要があるとか、こうした方がいいのではないかなというような意見がありましたら言っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

ないですかね。

では、1番はこのままでよろしいですか、オーケーということで。では、そのようにさせていただきます。

2番でございます。「財政の裏づけがなく、合併と関連のない事項がある。総花的で具体的な事業が分からない。」、「ビジョンとして無意味である。」というようなご意見をいただいておりますけれども、考え方ですと、「このビジョンは、新市の将来の目標について、委員が自由な発想のもとに作成したものです。個々の事業費を積み上げて、その財源をお示ししているものではありません。今後さらに検討が進み、法定の合併協議会が設置された場合には、このビジョンを基本に新市建設計画を定めることとなりますので、その中でより具体化していくものと考えております。」ということでありまして、この点に関してはいかがでしょうか。

よろしいですか。結構、この辺はシンポジウムなんかでも出ていたのですが、こちら側の考えていることと市民の皆さんが考えていることと、相当開きがあるなというのは私もつくづく思ったところです。ただ、基本的にはこういう姿勢で皆さん、よろしいですか。

分かりました。

それでは、3番であります。「津久井地域への財源の投入が大きくなり過ぎるのではないかな」、「相模原市民への理解が得られない。」。これは相模原市民の方が言われたんでしょかね。考え方ですけれども、「合併する場合においても、津久井地域の都市基盤や公共施設を現在の相模原市域と全く同じにする必要はなく、新市全体のバランスを考えながら、地域資源を活かし、地域の特性に合ったまちづくりを進めることが大切であると考えます。

また、行政コストについては、管理部門やごみ処理、消防などの統合、職員数の削減など、合併によるスケールメリットを活かした経費削減効果が見込まれます。」とありますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。では、これもこのままにしたいと思います。

4番目であります。「国、県や民間がやるべき事業まで記載している。」、「記載すべきではない。」という意見ですが、その意見に対する考え方。「まちづくりは新市だけで行うものではなく、国や県、住民や事業者などの適切な役割分担と協働により行われるものであり、総合的に考えていく必要があることから記載しております。」と書いてありますけれども、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。では、これもこのまま進めさせていただきたいと思います。

5番であります。「まちづくりの目標には、国、地方自治体の財政の逼迫、破綻を打開するという課題認識が共有されているのか。」。そこまでちゃんと考えているのかということと、「合併特例債も所詮は負債である。」と。そのとおりですが、意見に対する考え方があります。『新市におけるまちづくりの進め方として、効率的な目標ある行財政改革等が必要であると認識しております。「まちづくりの進め方」に記載しております。また、まちづくりの目標を達成するために、具体的にどの事業をどの程度行うかなどについては、今後の計画づくりの中で検討されることになると考えております。』という説明でございますけれども、5番、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

はい、どうぞ、小嶋さん。

小嶋重春委員 ここでは、「意見の要旨とその理由」のところ、合併特例債も所詮は負債であるというような意見がかなり多かったのではないかなと思います。そんなことで、これに対する簡単なコメントを加入したらどうかなと思いますけれども。例えば、「また、まちづくりの目標を達成するために」と、こう真ん中辺からちょっと下あたりにあるのですが、この前あたりに、「合併特例債については、そのメリットを活かして新市のまちづくりの推進に使いたい」とか、そんなような意味のことを加えたらどうかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

矢越委員長 なるほど。はい、分かりました。その点は、どうでしょう。意見ございますか、そういうふうにするにつきまして。

よろしいですか。

藤原委員 賛成。

矢越委員長 賛成ですか。では、もう一度、言っていただけますか、書いておきますから。
小嶋さん、よろしいですか、もう一度。例えばということで。

小嶋重春委員 ちょっと文案はまとめていないのですが、「合併特例債については、そのメリットを活かして新市のまちづくりをすることが必要と考えます」とか、その辺は、ちょっと文章はまとめていただきたいのですが。

矢越委員長 なるほど。そうすると、この「また」を削除してしまうということですか、「また」以下の文章を。まちづくりの目標を達成するためには今後検討していかなければいけないよということが書いてあると思うのですが。

小嶋重春委員 一応、目標達成ということと合併特例債についてのことを別にここで答える形ということの方がいいのではないかなという気がします。

矢越委員長 では、例えば、このまま、この前に入れるか後に入れるかという問題ですよ。

小嶋重春委員 それはどちらでもいいと思いますけれども。

矢越委員長 それでは、そうですね、接続語を何か入れればいいでしょうね。とりあえず、「そして」でもいいですし、この後でもいいですかね。「また」から「なると考えております。」の後に、「合併特例債については、そのメリットを活かして新市のまちづくりを進めることが大切と考えております。」でいいですか。

小嶋重春委員 いいのではないのでしょうか。

矢越委員長 では、そのように、接続語だけを後で考えさせていただいて、この文章を入れるということは、皆さん、よろしいですか。ちょっと反対だとかはないですか。よろしいですか。

はい。では、井口さん。

井口委員 気持ち的にはいいのですが、合併特例債を積極的に使っていきたいということとを明言するようなニュアンスも入っていく可能性があるんで、例えば、後段、また、まちづくりの目標を達成するために、具体的にどの事業をどの程度行うのか、合併特例債の起債を行うか、合併特例債を発行するのかなんかについては今後の計画づくりの中で検討されることになると思いますという、これの方がいいのではないかなと思います。

小嶋重春委員 その方が、いいかもしれないですね。

矢越委員長 そうしますと、では、こういうのはどうですか。「具体的にどの事業をどの程度行うかなど、合併特例債の起債について」・・・

内田事務局次長 委員長、すみません。

矢越委員長 はい。

内田事務局次長 15番で合併特例債の活用についての回答文がございますので、そこも合わせてご参考にしていただければと思います。

矢越委員長 最後の2段のところに、「なお、合併特例債の活用については、慎重に検討する必要があるものと考えております。」と書いてあるので、これとの整合性もあるので、それも含めまして文章を考えないといけませんね、そうなりますと。

星川委員 今、事務局から、15番にこういったものが記載されているのであれば、あえてここに無理やり落とし込むことはないのかなと。このままでよろしいような気がします。

矢越委員長 ありがとうございます。それも一つの意見かと思えますけれども、ほかにございますか。個別に落としているから。こっちは、ただ全体で来ているので、それは、皆さん、必要がないというのであれば、それはそれで削除してしまってもいいかなとは思いますが、その辺、どうですかね。全体だから書かなければいけないという議論もあるでしょうし、個別に書いてあるなら別に要らないのではないかな。どっちともとれる訳でありまして、その辺、どうですかね、皆さん。

守屋委員 これはまた公開される訳ではないですか。それぞれの質問に対する答えの中である訳ですから、質問を出した人は、それぞれに対するコメントを求めるんですよ。ですから、ほかのところに載せてあるのはもう当然のことなのですが、ここにもしっかりと書き込んだ方が僕はいいと思うのですがね、ほかに出ていたとしても。

矢越委員長 分かりました。そう言われれば、そうかもしれません。

では、15との整合性を含んだ文章をだれか作っていただけますか、私も今考えますけれども。

小嶋重春委員 例えば、「合併特例債については慎重に検討して」という字句をその中につけ加えたらどうでしょうかね、その5番の方にも。「慎重に検討し、そのメリットを活かして」という部分につなげて。

矢越委員長 それでよろしいですか。よろしければ、そのようにさせていただきますけれども。では、それでよろしいですかね。

では、15番の「なお」以下を足すという形でよろしいでしょうか。よろしいですか。はい。では、そのように進めさせていただきたいと思います。15番、「なお」以下を加筆することですね。

藤原さん、どうぞ。

藤原委員 そのとおりだと思うのですが、事務局で言っていたいて気がついたので、15番のところですね。「活用については、慎重に検討する必要がある」。何かイメージとして、活用というのは的確に使っていく。今さら言うこともありませんけれども、特例債、市債ですね。市債、公債というのは、国とか県と協議しながら、一定のルールのもと、自分のところの財政の状況も考えながら、そして交付税ではどういう償還に対する措置があるのかということを考えながら計画的に。つまり、地方財政は税だけではやっていけないから交付税制度があり、補助金のような形であり、それでもなお国が財源を保障できないから借金をせざるを得ない。だから、その借金は悪ではないんですよ。無謀な財政をやって借金をするというのもたまにはあるかもしれないけれども、基本的には議会の監視もあり、住民の監視もある中で、住民サービスに必要な財源を確保しての起債の発行な訳ですから、そういう意味では「活用については、慎重に検討する」という言い方がちょっと気になってきたんです。そちらの方の合併特例債については云々ですよ、活用についてはというのではなくて。活用はしなければいけないと思うんですね。まして、合併するに当たって新しい市としての基本的な条件整備に必要な借金をするには、7割弱まで元利償還も見ると。そういうルールをちゃんと作っているよということなんだから、その範囲内で、100%やったら残りの3割強の負担が大変だから、8割活用しようとか、6割活用しようとかということはあるにしても、むしろ、全体的に合併特例債についてマイナスイメージ、起債そのものについてマイナスのイメージみたいな発言があることについて僕は疑問に思っていますので、具体的に、このところの「活用」ではなくて、「合併特例債の発行については慎重に検討する」とか、「慎重に検討する」ぐらいは言っておかないと反対する人たちもたくさんいるから、「活用」をすべて「発行」にするとか、あるいは「合併特例債については慎重に検討する」とか、ほかのところでもしかしたらこういう これは説明の文言なのですが、答申とか、そういう中にもあるかもしれませんが。

矢越委員長 分かりました。言われていることは分かるのですが、ただ、特例債自体は借金な訳でありまして、それを悪だと思っている人も中にはいる訳ではないですか。だから、例えば、「活用」ではなくて「起債」だったらどうですか。「起債」だったら間違いないと、こういうことだと思うのですが、どうでしょうか。

藤原委員 「起債」という表現でもいいですよ。

矢越委員長 では、「起債」でお願いしたいと思います。

では、15番をそういう形にしてよろしいですか、「起債」という形で。よろしいでしょ

うか。

はい。

大神田委員 今までに合併特例債というものについての解説がなかった訳だから、一般の者は分かりませんよ。そこで、ただし書きでもいいし、なお書きでもいいし、1行増やして簡単に書いた方がいいですよ。

矢越委員長 分かりました。そうしましたら、財政シミュレーションの方で説明書きはあるのですが、この後の資料5に用語解説というのがあるんですね。これを巻末に添付しようと思っていたのですが、それを、「合併特例債」という文言を注意書きで分かるようにしておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

大神田委員 だから、発行額の30%を返すとか、簡単でいいんですよ。余り長く書いてあっても一般の者は分かりませんよ。

矢越委員長 分かりました。では「起債」でよろしいですか。

守屋委員 そうではなくて、この方は合併特例債のことを聞いているんですよ。分かって聞いているんですよ。ですから、そのことに対して答えないとパブリック・コメントの意味がないでしょう。

矢越委員長 ええ。だから、それは、この後につけ加えればよろしいのではないですか。

守屋委員 だけれども、「起債」じゃない。

小嶋重春委員 「起債」というと、ほかの色々な起債も全部含まれるのではないですか。

矢越委員長 合併特例債を起債するかしないかというのは、合併特例債を活用するかしないかということですよ。だから、借金をするかしないか。合併特例債という名目の中で借金をするかしないかということではないんですか。

藤原委員 「合併特例債」という言葉を消すという意味ではないんだ。

守屋委員 消す訳ではなくて、残すんですね。

矢越委員長 「合併特例債の起債」。

藤原委員 合併特例債を起債するというのは、何か言葉として変ではないですか。

矢越委員長 でも、「建設債を起債する」とか、よく言いますよ。

細野委員 一般の起債とは違うのではないですか、合併特例債ですから。「起債」というと一般の起債と思われてしまう。合併特例債は、あくまでも合併特例債だから。

矢越委員長 別に、「起債」は「起債」でもいいそうです。ただ、「起債」自体の文言を分からない方がいらっしゃるかもしれないですね、そういう意見がここでも出てくるのであれ

ば。

藤原委員 「債券を発行する」という言葉は一般に使うでしょう。大分国民も慣れてきているから、「合併特例債を発行する」とかでも、そんなに違和感はないと思うんですよね。

「国債を発行する」と、よく言うではないですか。「社債を発行する」とか。

矢越委員長 だれにでもわかるといたら、「活用」の方が分かるのではないですかね、多分。そういう意味で次のところにも用語解説が書いてある訳ですよ。難しくて分からないというアンケートが結構あったので、文言に対して。その辺を踏まえて、皆さんは分かっている、読まれる方は分からない方がいらっしゃるかもしれないので、どうですかね。

藤原委員 いや、「活用」という言葉は、よく活かして使うという意味でしょう。そのことを否定的に使うと、いかにも借金というのは悪いことだと。その借金の中の合併特例債というのは悪いことだという感じにならないですか。

矢越委員長 ただ、この人は、その合併特例債を悪だと思っている方な訳ですから。

藤原委員 だから、それに乗ることはないでしょう、僕らは悪だと思っていない訳だから。

矢越委員長 思っていることは、それは人それぞれあるので、相手に分かりやすく言ってあげないと。

藤原委員 分かりやすくやった結果、自分たちも合併特例債というのは余りいいことだと思わないから、活用すること、つまり制度の中で活かしてよく使っていく、そのことについても慎重になるというのは、我々も慎重派というふうにとられるのではないですか。僕はずっと財政問題をやってきているから、特にそういうことに敏感なのかもしれないけれども。だから、余り乗らない方がいいと思う、反対論にはね。起債というのは必要なんですよ。なければ地方財政はやっていけない。合併のときだって例外ではないですよと、僕は今あえて言うけれどもね。

矢越委員長 はい、どうぞ。

中里副委員長 意見が大分出ていて、パブリック・コメントを出している方の答えというふうな形の中で、原点に一度戻っていただきまして、私の考え方なのですが、さっきの特例債のところは、パブリック・コメントを出している方は、「合併特例債も所詮は負債である」ということを認識されている訳ですよ。確かに負債は負債なので。ただし、それを使うときには慎重に使うとか、そういったふうに戻しておけばいいのではないですかね。

大神田委員 事務局にお聞きします。この「慎重に」というところ、これは、3割返すんだから100%使いませんよということできぎを刺した訳でしょう。そういう意味合いなんで

しょう。

内田事務局次長 「合併特例債については、慎重に検討する」ということは、まず、その合併特例債を利用する事業、これについて厳選するということがまずございます。ですから、合併特例債については、その利用限度額の何%を最初に使うと決めるものではなくて、合併に資する事業としてどういう事業をまずやるのかということを選定いたしまして、それに対して利用できるかどうか。結果的に、その利用限度額の何%を使うかというのは結果として出てくるものでございます。したがって、「慎重に検討する」というのは、発行することが最初にありきということではなくて、まず、どの事業に使うかと、どの事業をやるか、それを厳選してやっていきますよという意味でございます。

大神田委員 今の説明でいきますと、事業を羅列したトータルをとった、それで事業をやってしまった、あと3割どうなるの、返すやつは。

内田事務局次長 当然、事業を厳選するということは、その返済計画も含めて、当然、将来の財政に負担がないように、ちゃんと返せる範囲内ということも見きわめた上で、そして起債をするということですから、積み上げていって結果的にパンクしてしまったとか、そういうようなことにはならないということで考えております。

矢越委員長 分かりました。どうですか。藤原さん、「活用」では絶対だめなんですね。

藤原委員 「活用を慎重にする」と言うと、今の事務局の説明ともちょっと違ってしまう。つまり、必要な事業にはきちんと使っているんだと。こういう事業に、この合併特例債の性格があるから、きちんと財源としてカウントしてやっていきたいという、そのこと自体は慎重に検討するということですね。「活用を慎重にする」というのは、もともときちんと検討をして、活かして使っていきたい。そのことを慎重にするというので、イメージとしていかにも後ろ向きにならないかということなんですよ、私の感じは。ですから、「活用」という言葉と「慎重」という言葉は何か離して欲しいなと。

矢越委員長 個人に当てはめてみても、人からお金を借りるとか、銀行からお金を借りるといったら、それは慎重にならざるを得ない。活用するということになると思うんですよ。だから、別に後ろ向きだとは私は思わないし、前向きだとも思わないし、この15番の「なお」以下を足すだけでも私はいいのではないかと思うのですが。

藤原委員 借金を慎重にするというならいいんです。必要なお金をきちんと調達するのを慎重にするということになると、経営者だったらやっていけない訳でしょう。社債発行できないためにつぶれた会社だってあるではないですか、銀行だって。という意味でいうと、もう

財政の基本的なところを言っているので、そこまで考える必要はないというんだったら、それで結構です。「活用を慎重にする」で結構です。

矢越委員長 そういう意味ではないのですが、この方の質問の趣旨からいうと、そういうふうな答え方をしなないと、ちょっと曇ったままかなと思ったので。

藤原委員 この方は何を言ってもだめなんですよ。だから、それに対してエクスキューズする必要はないだろうと私は言っている訳。むしろ、この方以外の方もたくさんいらっしゃる訳だから、皆さんに対してきちんと説明をするということだと思っただけです。水かけ論になるかもしれない、確かに意見を出していただいた方とはね。でも、それはきちんと話していれば最後は分かるような気がするのですがね、制度の中の話ですから。

矢越委員長 では、「なお」以下を後書きで入れていただくということで、大体言われていることはわかっているので、私たちは。

それでは、6番に移らせていただきます。

『「都市再生緊急整備地域への指定」、「町田・相模原業務核都市構想」、「相模原総合補給廠跡地利用構想」について、具体的に検討して欲しい。』ということであります。

この考え方は、『今後、個別の事業実施の段階で検討されるものと考えます。なお、町田・相模原業務核都市基本構想は、首都圏の業務機能等の適正配置のために都県レベルで定めるものであり、合併による影響は少ないと思われまます。また、相模総合補給廠跡地の利用について検討することも大切であり、「まちづくりの目標 土地利用」で、施策の方向性に「米軍基地対策の推進」を掲げております。』ということでありまますけれども、これはどうでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

では、7番です。策定の趣旨です。「判断材料とするなら、なぜ合併を目指すのか、課題とその解決のための合併の効果が具体的に示されていない。」、「合併が本当に良い手段であるかどうか示すことが必要である。」ということに對しましては、「合併の効果は、住民サービスの向上や財政をはじめ、様々な視点から考える必要がありますが、このビジョンは、各市町の持つ課題を踏まえ、地域資源を活用する観点から、どのようなまちづくりが可能であるか検討したものです。このビジョンで掲げた、まちづくりの目標を達成することが、合併の効果となるものと考えております。」ということでありまますけれども、この辺はいかがでしょうか。よろしいですか。

いいですか。ありがとうございます。

それでは、8番です。策定の趣旨です。「新市建設計画にビジョンの内容が反映できるよう明記してもらいたい。」、「パブリック・コメント手続をするということは、このビジョンを施策として使うということ。」だということで、『ご意見の趣旨が文章表現のうえで、より明確になるよう、「新市建設計画策定の際、活用されていくこととなります。」を「新市建設計画策定の際に活用され、反映されることとなります。」に改めるものいたします。』ですけれども、この辺はいかがでしょうか。

よろしいですか。では、8番もそのままにさせていただきたいと思います。

9番です。「住民投票で決定される旨を加える。」。これは策定の方針ですね。「市民の市政への参画機会を確保する。」ということに対しましては、「まちづくりの将来ビジョンは、素案に対してのパブリック・コメントやアンケート調査などにより住民の皆様のご意見を反映した上で、相模原・津久井地域合併協議会での協議項目として協議され、決定されるものです。」ということでありまして、この辺はいかがでしょうか。

よろしいですか。

では、寺崎さん、どうぞ。

寺崎委員 答えはこれでいいと思うのですが、多分、この方は、これを知っていてこの意見を言っているんだと思うんですよ。この私たちの回答を踏まえた上でも住民投票をすべきだというご意見な訳ではないですか、質問者は。であるならば、「住民投票は行いません」とか、そう答えた方がいいのではないかなという気はするんですね。答えになっていないような気がするんです。内容はこれでいいと思うのですが、この質問者の答えにはなっていないのではないかと。

矢越委員長 玉虫色の回答だと言いたいんですね。

寺崎委員 というか、これはこれでもう分かった上で言われているのでしょから、「それは考えていません」とした方が、より信義に基づいた回答になるのかなと思ったんですが。

矢越委員長 では、これは最後のところに「決定されるものです。」。「であり」でもいいですし、「住民投票はしません」というような文言を入れればいいですか、逆に。

寺崎委員 そうです。それじゃないと答えにならないような気がするんです。

藤原委員 「住民投票にはなじまないものと考えます。」ぐらいでいいのではないですかね。つまり、任意協が承認する訳ですね。それで法定協に引き継ぐということで、そこまでの流れで住民投票というものをどういう形にするか。つまり、それぞれの自治体が、1市3町がそれぞれ条例を作って住民投票と、住民投票だとそうなりますよね。というようなことを考

えていくと、制度的に全くなじまない訳ですから、丁寧に前段のことをここまで説明しておいて、それで「なじまないものと考えます。」という感じではないですかね。

矢越委員長 では、「住民投票にはなじまない」がいいですか。

藤原委員 じっくりこないという意味なのですがね。

矢越委員長 「住民投票にそぐわない」とか。特にないですか。

守屋委員 よろしいですか。

矢越委員長 はい、どうぞ。

守屋委員 そもそも、もう決定されるものなのかしら、ビジョンで。そういうものですか。

矢越委員長 そうだと思いますよ。

守屋委員 要は、これで決定されましたというふうに、議決ではないのですが、協議会の上で承認を得るといふものなんですか。

矢越委員長 どうぞ、内田さん。

内田事務局次長 まちづくりの将来ビジョンは協議項目の1つでございますので、協議会にお諮りいたしまして、協議事項として決定されるものという整理になっております。

矢越委員長 では、「相模原・津久井地域合併協議会での協議項目として協議され、決定されるものであり、住民投票はなじまないものです。」。これでよろしいですか。

委員 「なじまないと考えます。」か。

矢越委員長 そうしたら、「考えております。」ですね。ほかの文章を見ると、「なじまないと考えております。」でよろしいですか。

では、このようにさせていただきます。ありがとうございました。

次は、49です。最後の方のページです。補章。皆さんから出された1,000何百点の意見のことですが、「整理された意見は、あくまで個人の意見であり、慎重な取扱いをお願いしたい。」、「整理された地域資源や課題の裏づけとなる確かな根拠を示し、合理的な説明ができるものとして欲しい。」ということに対しまして、「ここで整理された地域特性、資源や課題については、検討委員会の中で各委員から出された意見を、あくまで参考としてお示ししたものです。」という回答ですが、この辺はいかがでしょうか。

よろしいですか。特にございませんでしょうか。

では、49はそのままにさせていただきたいと思います。

50番、「平成12年と昭和55年の比較は必要ない。」、「人口が減少に転じていることを示す表なのに、今後も増え続けるように見える。」ということですが、意見に対する考

え方は、「5年毎に実施される国勢調査のデータについて記載しているもので、今後の人口動向に関わらず、実績値としてお示ししております。」ということでありませけれども、こちらはいかがでしょうか。

よろしいですか。

では、これですべて終わりました。色々な意見が出まして、最後によかったと思います。ありがとうございました。

続きましては、これに付随しまして、資料4と5があるので、合併の背景と用語解説については、事務局でよろしいんですね。

では、柿澤さん、お願いいたします。

事務局 資料4と資料5について簡単にご説明いたします。

資料4については、前回、10月4日のまちづくりの将来ビジョン検討委員会で合併の背景についてご議論いただきましたが、それをまとめたものでございます。今の素案では、一般的に言われている合併の背景、これを記載してありまして、それに併せて、この1市3町に当てはめた場合どうかということを整理して、参考資料としてビジョンに載せようという結論になりまして、このように取りまとめております。

1市3町における合併の背景、36ページですが、3点にまとめております。

一般的な合併の背景ということで、6点に分かれていたものを、前回の検討委員会の中で、同じようなものをまとめようというご意見もございましたので、1つ目として、自立分権都市の関係と住民自治の充実について一つにまとめる。2つ目として、少子高齢化と財政状況の悪化、これについて1本にまとめる。それから、生活圏の拡大と広域連携についてをまとめるということで、3点にまとめさせていただいております。

これも、大きな意味でいうと素案の修正になるかと思ひまして、資料4として用意をさせていただきます。

資料5については、アンケートのご意見の中で、かなり難しいとか分かりづらいというご意見をいただいております、それに対する対応策ということで、用語解説を載せたらどうかということで今日お示しさせていただきます。

先程、ノーマライゼーションとか合併特例債について分かりづらいというご意見もございましたので、そのことも加えながら、巻末にこれをつけ加えたいと思っております。本文中に出てきた場合に、例えば「新市建設計画」という言葉が出てきたら、そちらの方に米印か何か印をつけておきまして、巻末でその解説をするというようなイメージになると思っております。

ります。

資料4と5については以上でございます。

矢越委員長 ありがとうございます。

この点に関しては、よろしいでしょうか。

議題(4) 財政シミュレーションについて

矢越委員長 それでは、4番項の財政シミュレーションでありますけれども、内田次長さんですか、よろしく願いいたします。

内田事務局次長 それでは、お手元の資料でございますが、「財政シミュレーションについて」という資料の1ページから16ページまでは、これまでお示ししたものを改定したものでございます。

今回何を改定したかという点につきまして、大変恐縮ですが、16ページ以降に、また1ページから始まっておりまして 皆さん、お出しただけましたでしょうか。ございますか。もしお手元がない方がいらっしゃったら、お手を挙げていただいて。よろしいですか。

それでは、ご説明させていただきます。

その16ページ以降に、また1ページから始まっておりまして、「財政シミュレーションについての意見と対応方針について」というふうでございます。

これは、合併協議会、それからまちづくりの検討委員会、この場でも色々ご意見をいただきまして、9月21日の合併協議会で、幹事会でもう一度検討するということになりました。これからご説明いたしますのは、その幹事会での検討結果でございます。

まず、色々いただいた意見のうち、対応するものについてご説明いたします。

対応するもの、(1)でございますが、「合併特例債について50%発行だけではなく、発行バリエーションを増やすべきである。」ということで、対応方針といたしましては、『新たに「発行しない場合」、それから「100%発行する場合」についてもシミュレーションする。』ということでございます。これは、後ほど、最初の1ページ目から16ページ目までの間でご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、「(2)合併後15年経過後も推計すべきである。」ということでございますが、5年先、平成37年までの財政シミュレーションを作成するというので、5年延長しております。何で5年だけの延長なのかということでございますが、合併特例債の償還が、2年据え置き、そして10年償還ということでございまして、平成37年には合併特例債の

償還が終了するためでございます。

それから、「(3) 1市3町の単純合計を示すべきである。」ということですが、これについても対応するというので、1市3町の単純合計と、それから合併した場合の新市の財政を比較することができるということで、対応することとしております。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。

以下、対応できないものということですが、まず1つ目、政令指定都市となった場合の財政シミュレーションですが、これにつきましては、政令指定都市になった場合ということで、例えば、その行政区を幾つ設置するのか、それから石油ガス譲与税がどれくらい入るかとか、それから当選金附証票発売、これは宝くじのことなのですが、宝くじによる収入がどれくらい入ってくるのか、あるいは指定都市になりますと国道、県道の整備、これの管理運営を行うことになる訳ですけれども、これにかかわる歳出、これをどの程度見込むか。これは非常に難しい問題でございます。どのような政令市にするのかということが現段階では分かっておりませんので、ちょっとシミュレーションしようがないということでございます。

(2) 合併することによって、より多い人口増加を見込むべきということで、こちらの検討委員会でもご指摘があったものでございますけれども、当然、新市としてよりよいまちを作っていく、人口増を見込んでいくということではございますけれども、では、どの程度、その人口増を見込めるかということが非常に難しいということでございますので、自然増減と社会増減を要因とした人口推計を行うという現在の方法でさせていただきたいと考えております。

それから、(3) 相模原市は、普通交付税が不交付であると。不交付を前提のシミュレーションにすべきだということですが、既に、相模原市単独の場合は、普通交付税を不交付ということで推計しております。また、特別交付税につきましては、過去5年間における最低の額で推計しているところでございます。シミュレーションの基本的な考え方といたしまして、将来的な制度変更は未知数でございますことから、「現行の制度が変わらないものとして推計する」というふうにしておりますので、例えば、臨時財政対策債償還金の相当額などが普通交付税として交付されるという前提でシミュレーションをしております。したがって、当然、制度の大きな変更がございますれば厳しい状況にもなる訳でございます。ただ、それは合併しない場合も合併する場合も同様な方向に進むものでございます。

それから、(4)でございますけれども、一般会計であれば、1市3町それぞれの財政の予算の組み方や会計のとり方が違っていると。一般会計ベースでは他団体との比較ができないので、普通会計で行うべきというご指摘でございます。これにつきましては、確かに、普通会計と申しますのは、統計上、そういうふうな形で整理して、統計を行う際の会計区分でございますけれども、例えば、津久井町の学校給食は特別会計ですが、決算統計上は普通会計に入ると。相模原市や相模湖町は中学校給食はミルク給食しか実施しておりませんので、普通会計で比較すると、こうした部分が津久井町と異なってくるという状況でございます。

そもそも今回の財政シミュレーションは、1市3町の比較というよりも、合併しない場合と合併する場合を比較するというところで考えさせていただいております。それから、実務上の問題として、例えば、介護保険特別会計などの中には、色々な事業がある訳ですけれども、普通会計に入れるものと入れないものがございますが、そこまで細かく積み上げてございません。そういったこともございまして、一般会計としての整理とさせていただきたいと思っております。

それから最後に、対応済みのものとしたしまして、「人件費を減らしていく推計をすべきではないか。」というご指摘がございましたけれども、これにつきましては、スケールメリットにより職員を減らすことで削減ができると考えておりました。ただ、表の数値上は、退職者が急増するために、退職手当が27年度、あるいは28年度あたりに増えますので、人件費の削減が見えにくいという状況でございますけれども、現在、相模原市では、職員1人当たり人口155人という形でやっておりますけれども、合併後もそういうような割合を維持する方向で削減ができるのではないかとということでシミュレーションはさせていただいているところでございます。

それでは、大変恐縮ですが、資料の1ページ目に戻っていただきまして、改定版の財政シミュレーションでございます。変更部分だけご説明させていただきます。

まず、1ページ目、1の(3)推計期間とございますけれども、これが平成18年度から37年度までの20年間とするということで、15年から20年というふうにしております。

以下、中身に入っていく訳ですが、このシミュレーションは、只今ご説明いたしました変更点を反映するとともに、9月21日以降の最新データ、例えば、津久井郡の一部事務組合において、平成15年度決算が9月24日に認定されました。そこで、推計の基礎となる数値を平成14年度決算額から15年度決算額に変更させていただきましたり、あるいは合併した場合の城山町における宅地並み課税分、これは都市計画税分ですけれども、1,300

万円で推計していたのですが、生産緑地を指定できる可能性のある農地分を差し引きまして、630万円に変更しておりますなど、数値も変更している部分がございますので、ご了承くださいと存じます。

そして、3ページをご覧いただきたいと思いますが、今回の変更で、上から3つ目、の地方債ですが、この3行目、『なお、合併する場合は、合併特例債を「発行しない場合」、「起債可能額の50%を発行する場合」、「起債可能額の100%を発行する場合」の3パターンで推計し』というふうに変更させていただいております。

それから次に、8ページをご覧いただきたいと思いますが、財政シミュレーションのパターンですが、(1)合併しない場合には、として1市3町単純合計を加えました。それから(2)の合併する場合は、と、合併特例債発行なしと100%発行の場合を加えております。

それから、9ページ以降でございますが、相模原市単独の場合、平成33年度から37年度まで追加をしておりますが、大体、平成32年度ベースで横ばいというような推計結果になっております。

それから、次に10ページが城山町単独でございますが、33年度から37年度、5年間追加しておりますけれども、微減というような形で出ております。

それから、11ページは津久井町単独ですけれども、5年間追加しましたが、ほぼ横ばいという状況になっております。

それから、12ページ、これは相模湖町でございますが、33年度から37年度にかけて、やはりこれは微減という形に、少し下がるような形になっております。

それから、13ページは1市3町の単純合計ということで新たに加えたものですが、相模原市の財政規模が非常に大きいものですから、そのグラフの形も、ほぼ相模原市単独の場合と同じような形になっております。

それから、次の14ページが特例債を発行しない場合、ゼロ%の場合でございますけれども、特例債を発行しないということは、先程来、話題になっております、合併特例債の償還金の70%が交付税で来るといものがない訳でございますので、その分が50%のものよりも収入が減るといこともありまして、グラフをご覧のように、平成25年度で形式収支はゼロになりまして、26年度にはマイナス1億5,000万円程度になると。27、28あたりは多少プラスになりますけれども、この辺がちょっと低くなるということでございます。

それから、31年度以降は、ちょっとジグザグしておりますけれども、これは財政調整基金を取り崩すか取り崩さないかということで、20億円あれば取り崩せるというふうにしておりまして、取り崩せるときはちょっと上にいくと。取り崩せないぎりぎりのときは下がるということで、ちょっとジグザグになっております。

それから、15ページは、50%発行の場合で5年間延ばした場合でございます。

それから最後に、16ページですけれども、合併特例債を100%発行したらどうなるかということでございますが、これは償還金額に交付税が入ってくるという条件で推計しておりますので、プラスの方に振れるというような形で出ております。

以上でございます。

矢越委員長 ありがとうございます。

それでは、この財政シミュレーションについてご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

鈴木委員 鈴木ですけれども、私、相模湖なので、相模湖のがすごい気になっていたのですが、9月13日の委員会のときに提出された資料と今回の資料を比べますと、数字が、津久井3町の場合、今まで出た部分だけ横並びで比較をしていきますと、城山はちょっとマイナス額が減っていきまして、津久井はマイナス額がちょっと増えて、相模湖は断トツに増えていくと。約4倍近く、ずっとこうやって足していきますと。例えば、累積でマイナス額をずっと出していきますと、7億円弱ぐらいのマイナスだったのが、28億と3.75倍ぐらいに増えてしまっている。数字が相模湖だけ突出してうんと違うというふうな感じになっているのですが、この原因というのは、私がまちづくりのビジョン委員会へ入っているということを知っている人が結構いますので、前回、シミュレーションが出たときに、色々な話をしてくれということで、色々な人にしたのですが、最近、町が配る色々な資料が、そのときに説明した資料と全然違うものですから、鈴木さん、全然違うじゃんという話に最近なっていて、非常に私も迷惑しているのですが、何でこういうふうに変ってしまったのか、ご説明をいただきたいなというふうに思っています。

内田事務局次長 9月21日以降、先程ご説明で一部触れましたけれども、決算額とか新しい数値が出たりしたのを入れ込んだりしたほか、それから、どういう数値を使うかで、臨時財政対策債の金額についても新しい年度のコストが入れるようにしましたので、その辺が大きく影響しているものと思われまして、ただ、これにつきましては、1市3町、同じような条件にしなければいけないということで、数字を精査させていただきまして直した部分でござ

ざいまして、数値が変わったことについては誠に申し訳なく思っていますけれども、なるべく正確な数値を入れようということで、日々確認作業をした中で、直した方がいいだろうということで、より正しい数値にさせていただいたということでございます。

矢越委員長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

鈴木委員 そうしますと、それは数字全体が変わってしまうのなら分かるのですが、相模湖だけいろいろな部分がたくさん増えたということもちょっと考えにくいかなというふうに思って、それでご質問したのですが、何か特別な要因というのが相模湖に関してはある訳ですか。

事務局 佐藤と申します。相模湖町につきましては、基金、貯金がございますけれども、貯金を平成15年度まではある程度取り崩しができていた。16年度以降につきましては、その基金が取り崩しできない見込みというお話が、先日のまちづくりの検討委員会の資料をお示しした後に判明をいたしまして、その分につきましては、相模湖町分の歳入、入りの方から落としてございますので、それが一番大きな要因かと思っております。

鈴木委員 そうしますと、前回のときに、基本的な資料というのは町から出されたのを事務局で集計されたということですよ。そうしますと、相模湖の役場の職員でなくても、私なんかでも、相模湖は貯金がもうないよというのは百も承知だったのですが、その辺を入れていなかったと、そういうふうな理解なんですか。私は、何かちょっとうがった見方をしている人も結構私の周りにはいまして、政治的圧力があつたのではないかみたいな話もあるのですが、そういうことではなくて、単純にということなんですか。

矢越委員長 内田さん、はい、どうぞ。

内田事務局次長 政治的圧力とか、そういうことは全くございません。数字については、1市3町からデータをいただいて、私どもで色々取りまとめて、コンサルさんでコンピューターを回していただいていると、そういうような仕組みでやっております、ちょっと間違いについては誠に申し訳ないと言うしかございませんで、その辺はご容赦いただきたいと思えます。すみません。

鈴木委員 分かりました。

矢越委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

守屋委員 単純な話なのですが、合併したときのシミュレーションが出ていますよね。要は、特例債発行なしと50%、100%で出ているのですが、この現在の条件でやる限りには、100%発行するのが一番いいということですか。

内田事務局次長 私どもといたしましては、最初にその50%だけ示させていただいたんですね。それはなぜかと申しますと、皆様がおまとめいただいたビジョンから、今度、新市建設計画にいくときに、では、それからまた優先順位をつけるなりしてだんだん固める方向にいく訳ですね、具体的な事業を。当然、その新市建設計画を作るときには財政計画を作らなければいけませんから、例えば、どういう事業を合併特例債で使えるかというの見通しを立てて、それはやらなければいけないと思っています。ただし、それが何%になるのか、先程も申し上げましたように、積み上げてみないと分からない。しかも、将来的にこれは返せる範囲ですよというのも検討した上でやらないと分からないので、何%、何%と色々示しても余り意味がないので、ちょうど真ん中の50%だけお示しさせていただいておる訳でございます。

ですから、今回は、ゼロ%と100%も、あと協議会の意見の中に25%、75%を示せというような意見もございましたけれども、今回は参考のためにゼロ%と100%を示させていただきましたが、確かに、その100%発行でシミュレーションしますと、元利償還金額の70%が交付税で来ると、こういう前提でやっておりますので、当然歳入が多くなる訳ですね。したがって、ゼロ%より50%、50%より100%というふうになる訳でございますが、ここからはちょっと言いにくいお話なのですが、やはりシミュレーションの条件としてはそういう条件でやっておりますけれども、厳しい財政状況の中で、この検討委員会でも出ましたけれども、例えば、その70%の交付税が本当に丸々来るのかとか、そういうようなことも総合的に勘案して考えなければいけないということで、先程来、話題に出ておりますように、慎重にやはり検討する必要があるということですから、シミュレーション上は確かに100%でやると有利に見えますけれども、そういった実際の現実の財政運営というのは、制度の変更予定だとか、そういうことも含めて考えなければいけないと思っております。

矢越委員長 よろしいですか。

守屋委員 その辺の話というのは触れられないではないですか。触れられないというか、ビジョンの中とかには出てこない訳ですよ。条件としてはこうなだけけれどもということで、でも、こういうことも考えなければいけないですよという。70%償還されるということは、

その分、国の借金がどんどん増えてきている訳ですから、そういうことも考えた中でのシミュレーションですよという一言を何か加えた方がいいのかなというふうに思うのですが。

内田事務局次長 その辺につきましては、8ページのところで、財政シミュレーションをご覧いただく際の留意点ということで私どもが書かさせていただきまして、例えば、特に3つ目の丸ですね。「今回のシミュレーションは、都市経営の視点から実施したのではなく、1市3町共通の考え方で条件設定をしておりますので、個々の市町の実際の行政運営とは異なります。」ということで、確かに表現が不十分な面もあるかもしれませんが、やはりシミュレーションと、それから実際の財政運営とはちょっと区別して考えないといけないのかなと思っておりまして、その辺は私どもも説明するときに注意して行ってまいりたいと考えております。

矢越委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございますでしょうか。

議題(5) その他

矢越委員長 なければ、そろそろ時間も時間でございますので、議題はすべて終わったのですが、局長の方から何かあるということでお聞きしていますので。

田所事務局長 田所でございます。

4月30日に第1回のこのまちづくりのビジョン検討委員会を行っていただきましてから、11回。大変長期間、また、その都度その都度、非常に長い時間をご協議いただきまして、本当にありがとうございます。

おかげさまで、先程来ちょっとお話が出ていますけれども、まちづくりのビジョンにつきましては、9月21日の第6回の協議会で一度ご検討いただいて、その後、パブリック・コメント、それからアンケート調査ということで事務局で色々やらせていただきました。今日、最終的にそれらをまとめた結果について皆様でご検討いただきまして、これから改めて、11月18日に合併協議会、第7回目がございますので、そちらの方に協議事項として改めて協議をさせていただくということでございます。皆様の色々な思いがこのビジョンの中に詰まっているというふうに考えております。

今後は、ご存じだと思いますけれども、任意協議会で一定の成果が出ますと、その後は、今度は法定の合併協議会ということに進む訳ですけれども、今、色々、新聞等でご存じだと思いますけれども、1市3町それぞれの事情がございますので、その辺はスムーズにいくか

どうか分かりませんが、そういう中で、法定協議会の中では、今度、新市建設計画という形で少し名前が変わりますけれども、皆様にご検討いただいたものを基本として反映していくということになると考えてございます。任意協がもう1回ほどあるということと、最終的には法定協の中でそういう形に移行させていただくということでございます。

それからもう1点、ご報告と申しますか、お願いでございますけれども、実は、藤野町との関係でございますが、藤野町さんの方でも、今、町の中で事務的に色々詰めさせていただいています。これは、私ども合併協議会の事務局と申しますか、1市3町の職員も含めて、藤野町さんとの関係はどういうふうな形で進めていくかということについて検討を今行っております。

そういう中で、先日も1市4町の合併担当の職員で会合を持ちました。そこで1市3町の合併協議会と藤野町さんとの関係をよく調整をしながら進めていきたいと思いますということになった訳ですが、その中で、藤野町さんの方では、今まで1市3町の合併協議会で進めてきた協議事項等について、藤野町の町の中で合併推進協議会というような、これは仮の名前ですけども、そういった町独自の組織を作って、1市3町で協議したものについて、そこでそれぞれ確認をしていくというような、そういう作業をとりあえずしていきたいというようなお話がございました。

これは協議会で協議をさせていただいた内容でございますから、そういう形で是非お願いをしたいと思っておりますが、もう1点、まちづくりについても検討する組織を作って、藤野町の方でも公募によってやりたいというようなお話がございます。それについて公募をこれからやっていただくということなんですが、1市3町の今日のこの検討委員会の方との調整をしながらやっていく必要性も中には出てくるのではないかとこのふうにも考えています。ただし、私どもの方としては、1市3町でここまでビジョンを詰めていただいておりますので、これについてはすべてコンクリートを一度してしまいたいという、要するに、きちんともう固めてしまいたい。決定をするということで11月18日の合併協議会にお諮りをし、そこでもう決定をしようというふうにしたいと考えています。

では、藤野町との関係はどうするのかということになる訳ですが、藤野町さんの方では独自に藤野町の中のことについて色々ご検討いただいて、最終的に、もし1市4町での合併ということになったときには、例えば、法定協議会で作る新市建設計画の中でうまく調整をしていこうではないかというようなことで今考えております。それで、藤野町さんの方から、まちづくりのビジョン検討委員会の方への実はそういう意味で協力のお願いがされておりました。

て、藤野町のまちづくりを検討するに当たって、是非こちらの方で色々ご経験をされている皆様方のご協力をお願いできないだろうかというようなお話がございます。これにつきましては、先程ちょっと何人かの方とお話をさせていただきましたけれども、私ども事務局としては、できれば正副委員長さんとちょっと相談をさせていただいて、できましたら何人かの方をお願いして、かなりの短期間でやりたいというようなお話もがございますので、毎回毎回同じ方が出られるというのも非常に難しいかと思っておりますので、何人かの方をお願いして、適宜適切に出られる方に出ていただくというような形をとらせていただければ大変ありがたいなと考えてございます。

私の方からお願いといたしますのは、1市3町のこのビジョン検討委員会から、そういうことで藤野町さんの方にご協力いただく方について、正副委員長さんにご相談をさせていただいて、できれば決めさせていただきたいというふうに考えておりますので、是非この場で了解をいただければ大変ありがたいと考えてございます。

それと、もう1点、これから法定協議会ということになるだろうというふうには考えておりますけれども、実は、規程上、任意合併協議会が設置されている間は、このまちづくりの将来ビジョン検討委員会も設置されているというようなことになってございますので、実質的には恐らく今日が最終回ということだと思っておりますけれども、任意協議会が設置されている間は一応形の上では残させていただくというふうに考えてございます。その辺も含めてご了解をいただければというふうに思います。

本当はもうちょっとご丁寧なお礼のご挨拶というふうにしなければいけないのですが、時間の関係等もでございます。特に藤野町さんとの関係もございまして、法定協との関係、そういったこともございますので、非常に簡単でございますけれども、一言、ご挨拶方々お願いということでございまして、恐縮でございますけれども、述べさせていただきます。ありがとうございました。

矢越委員長 ありがとうございました。

この件に関して、ご質問等はないですかね。

特にはないということで、それでは、この後、懇親会があるので、事務局から説明をしていただけますでしょうか。

事務局 この後の懇親会の会場ですが、相模原の駅前で行いますので、懇親会に出席する方は、この場で少しお待ちいただいて、皆さん、ご一緒に行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。時間は6時からですので、お願いたします。

閉 会

矢越委員長 それでは、閉会とさせていただきたいと思えますけれども、中里副委員長、よろしく願いいたします、締めのご挨拶を。

中里副委員長 それでは、皆さん、今日も本当に長時間に渡りましてありがとうございました。

なお、11回目の総仕上げの会議ということで、当初、定員割れをしておりましてけれども、また皆様の協力によりまして開催することができました。そして、最後にいっぱい意見をいただきまして、すばらしい総仕上げで18日の協議会に案を出すことができるかなと思います。本当に協力をありがとうございました。

また、この委員会に対しまして、事務局の方々を初め、また建設技術研究所の松本さんを初め、皆様方には大変協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で閉会とさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。（拍手）

閉会 午後 5時37分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定により署名する。

平成16年12月13日

会議録署名人 星 川 康 弘

会議録署名人 藤 原 恵 一